

「令和3年度彩の国ふれあいピック秋季大会」代替  
**地域スポーツ活動支援(講師派遣)事業 実施要項**

**1. 目的、概要**

障害のある人達が身近な地域でスポーツに親しむ、身体を動かす機会の提供を行うことを目的に、地域で実施される活動の支援を目的に講師を派遣します。

※本事業は令和3年度彩の国ふれあいピック秋季大会中止に伴い、埼玉県から委託を受け代替事業として実施します。

**2. 派遣事業の主体**

埼玉県、一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

**3 講師派遣の対象となる団体、催し内容**

埼玉県内の市町村、障害のある人達が所属する団体、障害のある人達のスポーツに取り組む関係団体が主催・企画する事業・活動(参加者の過半数は障害のある人達となること。)

**4. 派遣対象期間**

令和3年12月20日から24日 及び 令和4年1月11日から2月25日の間

**5. 派遣条件**

- ① 会場を確保できること。
- ② 参加者の取りまとめ及び当日の受付を行うこと。
- ③ 時間は、60分～120分を目安とする。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策を行うこと。
- ⑤ 本事業単独で参加費を徴収する事業・活動は対象外とする。(月会費等は除く)

**6. 経費負担**

講師派遣に係る費用、傷害保険料は無料とする。

その他、会場費用、広報等、及び新型コロナ感染症対策経費は、実施団体の負担とする。

**7. 派遣する講師、実施種目・実施可能日程**

別紙1・2のとおり

**8. 実施回数・決定について**

各競技1～2回の実施を上限とし、事業全体で7回を上限とする。

申し込み多数の場合は、抽選にて実施団体を決定する。

**9. 新型コロナウイルス感染症防止対策について**

- ① 実施団体の新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン等によることとする。  
※作成されていない団体においては、埼玉県障害者スポーツ協会のガイドラインにより実施する
- ② 実施日が下記に該当した場合、事業を中止することがある。
  - (1)緊急事態宣言が発出され、埼玉県が対象地域になった場合
  - (2)まん延防止措置等重点措置により外出自粛、活動自粛等が要請された場合

**10. 実施の手続き**

(1)実施を希望する団体は、申込書及び新型コロナウイルス感染症防止対策を一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会に郵送またはFAXで提出ください。(FAXの場合は、電話で受信確認をお願いします)

受付期間 令和3年11月15日(月)～30日(火)

なお、合同開催の場合は代表団体が手続きをお願いします

(2)派遣可否の連絡は、12月10日(金)までに、申込み団体に郵送にて通知します。

(3)講師派遣決定後、当日の詳細について、実施団体と当協会及び講師で調整します。

## 11. その他連絡事項

- ・主催・企画する事業・活動は、教室及び体験会のみとします。(講演等の依頼は不可)
- ・教室及び体験会で撮影する写真は、主催者のホームページや会報または講師のホームページに掲載、あるいは障害者スポーツの広報用として使用することがあります。また、教室当日にテレビや新聞等の報道機関が来場することが予想され、写真、映像が新聞等で報道されることがありますので、ご了承のうえお申込みください。

申込み・お問合せ先

一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

〒330-8522

さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内

TEL:048-822-1120 FAX:048-822-1121